

日本スケート連盟主催競技会の開催に向けた感染拡大予防ガイドライン

1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下基本的対処方針、令和4年7月15日変更内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年7月15日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）並びに令和2年5月14日付け（令和3年11月5日改訂）公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会が出した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部）、および昨今の新型コロナウイルス感染症の知見等をもとに作成したものです。なお、本改訂版ガイドラインは、マスク着用指針が変更となる3月13日以降に有効となります。

2 競技会開催にあたっての基本的な考え方について

競技会開催に関しては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応すること。

なお、当該競技会が開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主幹や衛生部局等への相談すること。

* 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限 施設の使用制限等に係る留意事項等について 別紙1, 2参照

(1) 特定都道府県に指定される都道府県

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限（緊急事態措置区域においては10,000人）を超える範囲の入場者とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(2) 重点措置区域に指定される都道府県

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

- それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(3) その他の都道府県

- 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人または収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(4) 共通注意点

- 特に、全国的な競技会については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとる。
- イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ）の着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握すること。~~や、COCOA等の活用について周知すること。~~
- マスクの着用については、屋内において会話をする場合、屋外でも他者との身体的距離（2m以上を目安）がとれず会話を行う場合、屋内でも他者との身体的距離がとれない場合は、マスク着用を推奨する。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など
 ※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。
 ※お年寄りや会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①
 ・ランニングなど離れて行う運動
 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②
 ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③
 ・通勤電車の中

厚労省HP「マスク着用について」より引用

3 競技会開催・実施時の感染防止策について

競技会開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が競技会に安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反し

ないことを前提として、競技会を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものである。

また、競技会的主催者（主管者）は、以下の内容を踏まえつつ、競技会の特性を勘案して感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を整理する。また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所（受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組む。

また、高齢者（マスターズ）など参加者の特性にも配慮すること。

（※）スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（消費者庁ホームページ）参照

(1) 参加募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めること。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置は以下の通り。

① 参加者、大会運営スタッフなどは、新型コロナワクチン接種を済ませていることが望ましい。

② 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（当日確認）

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

~~ウ 過去 3 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から帰国した場合~~

③ マスク（不織布が望ましい）をできるだけ持参すること

④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること

⑤ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（2mを目安に：最低1m）を確保

⑥ 競技会開催中に大きな声で会話、応援等をしないこと

⑦ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従う

⑧ 競技会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

(2) 当日の参加受付時の留意事項

主催者は、当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に競技会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要。

① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること

② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること

~~③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する~~

~~④ 参加者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に：最低1m）並べるように目印の設置等を行うこと~~

- ③ 受付を行う役員には、できるだけマスクを着用させる。ただし本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されること。
- ④ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにする
- ⑤ 当日の受付のほか、前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること

(3) 参加者への対応

参加者は、以下のことに注意して参加すること。

参加する選手・役員・スタッフは、1週間分の健康状態がわかるようにするために、日本スケート連盟が指定する「JSF ヘルスチェック」アプリに入力するか、または、健康調査票（別添）に記入し提出すること。

1) 体調の確認

主催者は、当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めること。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意
- ② 当日の体温
- ③ 競技会前1週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク ~~過去3日以内に~~政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等から帰国した場合

2) マスク等の準備

主催者は、~~参加者がマスク（不織布が望ましい）を準備しているか確認すること。~~

~~なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等に求めない。の判断によるものとするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・競技を行っていない間など、特に屋内において会話をする場合、屋外でも他者との身体的距離（2m以上を目安）がとれず会話を行う場合、屋内でも他者との身体的距離がとれない場合は、マスク着用を推奨する。会話する時には、マスクの着用を求める。~~

(※) マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知する。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知する。

3) 競技会参加前後の留意事項

競技会に参加する個人や団体は、競技会前後のミーティングや懇親会等においても三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮する。

(4) 主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する
（参加者に自分のタオルを持参させる。乾燥させる設備は使用しない）
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について以下に配慮して準備する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する
- ③ ~~室内又は~~スペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所
（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する
- ⑤ 更衣室など密集することが予想される場所では、入室人数を調整するなど、密集を避ける対策を講ずること
併せて密集が予想される場所の換気状態を確認し、必要であればサーキュレーターなどの換気器具を用意すること
- ⑥ 換気については「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に関わる留意事項等について」「別紙5 効果的な換気のポイント」を参照のこと
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

3) 洗面所

洗面所（トイレ）は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

主催者は、利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮する。

- ① ~~トイレ内の複数の~~参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する
- ② ~~トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示する~~
- ② 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ③ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する
（参加者に自分のタオルを持参させる）

4) 飲食物の提供時

主催者は、栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮する。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかける

飲食物提供者は、こまめに消毒する

~~④ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する（ただし、ドーピング検査の対象となる競技者が参加する競技会では、未開封の飲料を提供しなければならない）~~

~~③ 果物等の食品については、参加者が同じトンゴ等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供する~~

② 飲食物を取り扱う役員にはマスク（不織布が望ましい）を着用させること

~~⑤ 参加者（観客・競技関係者）は、競技終了後に、多くの人数で飲食をすることを避けること~~

~~⑥ 自動販売機では、使用前後に手指消毒ができるようにアルコールを設置する~~

5) 観客の管理

~~観客を参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとる。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、声出し応援、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。（掲示板などで周知したり、放送等で促す）~~

6) 会場

競技会を室内で実施する場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気を行う。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

（※）スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでください。

7) ゴミの廃棄鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。

ごみの持ち帰りの協力をお願いします。

8) スタッフの管理等

- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談するように促すこと。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

(5) 競技者が運動・スポーツを行う際の留意点

主催者は、競技会の参加者に対し、留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底する。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当

② その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

- イ タオルの共用はしないこと
- ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること
食事中の対面での会話は絶対しないこと
また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしない
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てない
- オ 競技者は、練習中または競技の間など、個人用の手指消毒薬を常に持参し、頻回に行うこと

(6) コロナ感染者の競技大会参加の条件

厚生労働省が指定するコロナ陽性後の療養期間後、競技復帰可能となる

<参考ホームページ>

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下基本的対処方針、令和 4 年 7 月 15 日変更内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf

- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 4 年 7 月 15 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

- ・スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/check_list_001.html

- ・Withコロナに向けた政策の考え方（令和4年9月8日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定） https://corona.go.jp/withcorona/pdf/withcorona_policy_20220908.pdf

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日スポーツ庁作成・令和 3 年 11 月 16 日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://media.japan-sports.or.jp/column/10>

- ・マスク着用について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

上記資料が改訂されている場合は最新版が優先される。

以上